

## 平成 2 5 年 第 1 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 6 日

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 ( 金 曜 日 ) 開 議 午 前 9 時 3 0 分  
散 会 午 前 1 1 時 1 3 分

---

### ◎ 議 事 日 程 ( 第 6 号 )

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 26号 | 平成 2 5 年度 紀 の 川 市 一 般 会 計 予 算 に つ い て   |
| 日程第 2 | 議案第 7号  | 紀 の 川 市 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
|       | 議案第 8号  | 紀 の 川 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
|       | 議案第 14号 | 紀 の 川 市 那 賀 B & G 海 洋 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
|       | 議案第 28号 | 平 成 2 5 年 度 紀 の 川 市 土 地 取 得 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て   |
| 日程第 3 | 議案第 1号  | 紀 の 川 市 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て   |
|       | 議案第 2号  | 紀 の 川 市 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 並 び に 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス に 係 る 介 護 予 防 の た め の 効 果 的 な 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て |
|       | 議案第 3号  | 紀 の 川 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部 条 例 の 制 定 に つ い て   |
|       | 議案第 6号  | 紀 の 川 市 布 設 工 事 監 督 者 の 配 置 基 準 及 び 資 格 基 準 並 び に 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 基 準 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て   |
|       | 議案第 9号  | 紀 の 川 市 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
|       | 議案第 15号 | 障 害 者 自 立 支 援 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て   |
|       | 議案第 16号 | 紀 の 川 市 レ ス パ イ ト 粉 河 条 例 の 廃 止 に つ い て   |
|       | 議案第 18号 | 平 成 2 4 年 度 紀 の 川 市 国 民 健 康 保 険 事 業 勘 定 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) に つ い て   |
|       | 議案第 19号 | 平 成 2 4 年 度 紀 の 川 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) に つ い て   |
|       | 議案第 20号 | 平 成 2 4 年 度 紀 の 川 市 介 護 保 険 事 業 勘 定 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 ) に つ い て   |

- 議案第 22号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第3号)について
- 議案第 24号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算(第2号)  
について
- 議案第 25号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算(第  
2号)について
- 議案第 29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予  
算について
- 議案第 30号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特  
別会計予算について
- 議案第 31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算につ  
いて
- 議案第 32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算に  
ついて
- 議案第 36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算につい  
て
- 議案第 48号 平成25年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第 49号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のため  
に必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例  
の制定について
- 議案第 5号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定  
について
- 議案第 10号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 11号 紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受  
益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部改正につい  
て
- 議案第 13号 紀の川市準用河川管理条例の一部改正について
- 議案第 21号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)について
- 議案第 23号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別  
会計補正予算(第2号)について
- 議案第 27号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計

予算について

- 議案第 33号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 34号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 35号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 37号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第 38号 平成25年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第 39号 平成25年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 40号 平成25年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 41号 平成25年度紀の川市南志野財産区特別会計予算について
- 議案第 42号 平成25年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第 43号 平成25年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第 44号 平成25年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第 45号 平成25年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第 46号 平成25年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第 47号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第 50号 指定管理者の指定について
- 議案第 51号 指定管理者の指定について
- 議案第 52号 指定管理者の指定について
- 議案第 53号 紀の川市道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 6 議員派遣の件について
- 日程第 7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

---

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂

8番	上野	健次	9番	杉原	勲	10番	高田	英亮
11番	寺西	健次	12番	堂脇	光弘	13番	田代	範義
14番	石井	仁	15番	森田	幾久	16番	井沼	武彦
17番	今西	敏文	18番	竹村	広明	19番	岡田	勉
20番	坂本	康隆	21番	大森	道夫	22番	亀岡	雅文
23番	村垣	正造	24番	西川	泰弘			

---

○欠席議員（1名）

3番 原 延 治

---

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村	慎司	副市長	田村	武
市長公室長	林	信良	企画部長	橋口	順
総務部長	竹中	俊和	市民部長	北林	佳高
地域振興部長	吉田	靖	保健福祉部長	藤戸	敏成
農林商工部長	歌	英樹	建設部長	阪口	政弘
国体対策局長	岩原	晃	会計管理者	武田	雅明
水道部長	今井	辰巳	農業委員会事務局長	立具	秀敏
教育長	松下	裕	教育部長	西田	好宏
総務部財政課長	森本	浩行			

---

○議会事務局職員

事務局長	永田	博敏	次長兼議事調査課長	藤井	節子
議事調査課課長補佐	岩本	充晃	議事調査課係長	田中	啓吾

---

(開議 午前 9時30分)

○議長(西川泰弘君) おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告等を含めまして、議事運営に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず報告ですが、3番 原 延治君から所用のため、本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、日程第1では平成25年度一般会計予算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑ののち、議案について討論、採決を行います。

日程第2から第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第17号以外の案件について各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑ののち、議案について討論、採決を行います。

日程第5では、分割付託していた議案第17号について、再度、各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑ののち、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第 1 議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算について

---

○議長(西川泰弘君) 日程第1、議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案について、過日の本会議において平成25年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に審査を付託していたものであります。委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、平成25年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

7番 松本哲茂君。

○7番(松本哲茂君)(登壇) おはようございます。

それでは、私から平成25年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算について、去る3月5日、6日、7日の3日間、市役所6階委員会室1において開催し、当局から付託案件について説明を聴取したあと、審査を行いました。

慎重審議の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、監察監の設置効果と任期について複数の委員から質疑があり、効果について職員のポーリング事件、有印私文書偽造事件があった中での職員の法令遵守の指導、またクレーマー対応などに効果があった。任期については1年更新となっているが、職員の倫理など啓蒙が浸透するまでと考えているとの答弁でした。

次に、6目総務管理費では、庁舎総合管理委託料について、委託業者及びその業者の従業員は何名いるのかと質したのに対し、委託業者はプロポーザルで最高得点を取った株式会社共立メンテナンスで、従業員については総合案内と電話交換で5名、施設の保安全管理として昼間常駐1名、夜間2名、清掃は6名の中で、1日に4名のローテーションであるとの答弁でした。

また、旧支所の管理費はどのくらいかと質したのに対し、旧支所の維持管理費用として約1,600万円計上している。旧支所は4月から閉鎖するが、防災行政無線があるため、電気が切れない状態で、必要な電気代、合計1,276万8,000円を計上しているとの答弁でした。

次に、15目自治振興費では、行政事務委託料に関して区長手当はどのくらいか、またどのようなことを委託しているのかと質したのに対し、区長手当の額は世帯戸数によって区分されており、一番少ないところで10戸未満から一番多いところで900戸以上の25段階の区分となっている。また、業務については地区集会所、防犯灯、市道などの整備、設置申請が主なものであるとの答弁でした。

続いて、区として組織されていないところはどうなるのかと質したのに対し、行政区に入っていない人は市への各種申請などは全くできない状態であるとの答弁に、たくさんの人を組織していくよう市として見直す必要があるのではと再度質したのに対し、行政区は区民の地縁でできた組織なので行政から助言できるが、命令的には難しい。できるだけ、区長と協力していきたいとの答弁でした。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、中貴志の学童保育「こどもくらぶ」について、建てかえの計画を質したのに対し、基本設計では平屋建て、面積210平方メートル、収容可能人数80人で、現在建っているところの北側に建設するとの答弁でした。

また、平成25年度は保育所再編計画に基づく市の取り組みをどのように進めていくのかと質したのに対し、予定では粉河地域の再編計画を進めていきたい。粉河の保育所を中心に周りを取り巻いている3つの公立保育所を1つにしていく計画だが、まず粉河地域の保育所の再編をしていくことを住民の方々に知っていただくことから始めたいとの答弁でした。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、親子教室委託料の減額理由を質したのに対し、今まで各保健センターで行っていたのを市内2カ所に集約したた

めの減額であるとの答弁に対し、長期総合計画では親子教室の参加人数をふやしていく見通しで計画を立てている。また、2カ所にすると実際使われているお母さん方が行き来しにくくなるのではと再度質したのに対し、現在の親子教室は参加人数が少なく、効率が悪いいため、拠点となる打田の保健福祉センターの部屋を改修して充実を図るとの答弁でした。

次に、6款農林業費、1項農業費、10目農業施設整備事業費では、耕作放棄地の発生防止対策はどのようにしているのかと質したのに対し、文書及び農業委員が戸別訪問し、適正管理指導を行うとともに、農地の貸し借り、利用権の設定のあっせんをJA紀の里とタイアップしながら、同時に行っている。また、認定農業者を対象とした3年以上の新規利用権設定に対する補助、農業機械の購入補助などの事業を行っているとの答弁でした。

次に、7款商工費、1項商工費、3目観光振興費では、和歌山destinationキャンペーンで紀の川市は何をアピールしていくのかと質したのに対し、いろいろなイベント、ウォーキングやサイクリング、まつりなど観光協会と検討していくとの答弁でした。

また、紀の川市に年間200万人の観光客が来ていると言うが、そんなに来ているとは思えない、観光協会へ補助金を出しているが観光協会の体制や活動は、また紀の川市の観光のアピールはどうかと質したのに対し、観光協会の体制は企画部会、土産物部会、広報部会の3部会があり、その上に理事会がある。会員数は111で、紀の川市の産物を使った推奨品をつくり、そのパンフレットやポスターを作成し、アピールしている。今後も3部会や理事会、総会で会員の意見を聞きながら組織の強化を図り、観光客の誘致などを考えていきたいとの答弁でした。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費では、工事請負費の減額の理由と地域からの工事の要望はカバーできているのかと質したのに対し、減額の要因は3月補正で前倒しした分を減額している。要望については十分ではないが、限られた予算の中で重要な交通安全上、問題のあるものを優先しているとの答弁でした。

また、地域の要望順位はどのように考えているのかと質したのに対し、全体を比較した上で限られた予算を有効に使っていきたいとの答弁でした。

次に、9款消防費、1項消防費、1目消防総務費では、自主防災組織や婦人防火組織の組織率はふえているか、また組織育成の考えはと質したのに対し、全体で119のうち、113が組織されている。防災訓練でも啓発したり、広報誌に組織や研修について掲載していきたいとの答弁でした。

次に、10款教育費、2項小学校費、3項中学校費では、小・中学校の修繕工事について、各学校の要望に100%答えられているかと質したのに対し、小学校の修繕要望178件のうち工事ができたのは41件、中学校では修繕要望43件のうち6件で、小・中学校平均して要望に対して22%の実施率となっているとの答弁に、22%はかなり低い、小学校費も昨年より3億円ほど減っている中、子どもたちのためにもう少し実施率を上げる方法は考えられないのかと再度質したのに対し、経常的経費の中でいろんな要らないところをカットして、できる限り要望にこたえていく、努力していくとの答弁でした。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、那賀中学校の借地契約の内容を質したのに対し、借地料は年504万4,532円で、平成18年から10年間にわたって1年に2%ずつ上げていく覚書を交わしているとの答弁に、市が公共工事とする事業で取得する土地の借り上げ単価が下がっている中、毎年値上がりしていくのはどうかと再度質したのに対し、他の小・中学校の借り上げ料との整合性を取る必要性があり、懸案事項となっているので、今後見直しも考えながら検討していくとの答弁でした。

次に、10款教育費、5項社会教育費、6目図書館費では、昨年9月の決算審査特別委員会において、市内5カ所にある図書館を将来統合していくことを検討すると答弁していたが、図書購入費は5つある図書館全体にばらまいて買うのかと質したのに対し、将来の統合も視野に入れて、図書の冊数を打田4,641冊、粉河766冊、桃山1,508冊、貴志川2,305冊と主になっていく図書館に重きを置いた配分で購入していくとの答弁でした。

また、1目社会教育総務費では、教育監の業務について質したのに対し、教育監は2名設置している。1名は学校教育、社会教育総務の分野で、もう1名は社会教育スポーツの分野で助言等をしてもらっているとの答弁に、教育監がいなくては成り立たないものか、県への要望などは担当課で準備して出せないものかと再度質したのに対し、教育監は県の教育部局のOBで、いろいろな方法とか手法について詳しいアドバイスを受けている。県に直接聞きにくいことも聞いてアドバイスをもらい、大変助かっているとの答弁でした。

次に、10款教育費、6項保健体育費、5目学校給食費では、新給食センターの運営方針と今後の市全体の中での位置づけはどうなっているのかと質したのに対し、運営方針は直営か民営かを検討委員会をつくって協議していきたい。位置づけは、粉河、那賀を一体化した中での粉河給食センターと新給食センターの2本立てで進めていく調整をしているとの答弁でした。

また、民営か公営かで検討すると言うが、今回の予算の中に検討委員会の予算は出てきているのかと質したのに対し、今回の予算には上げていない。補正で対応したいとの答弁でした。

次に、歳入では、財政調整基金の残高が平成23年度末では約58億円であったのが、どんどん減ってきて平成27年度では枯渇してくるようだが、これにどう対処していくのかと質したのに対し、現在のままの事業を進めた場合、試算としては確かにそのような形になる。他の目的基金の繰り入れも考えられるが、現在、おし進めている行財政改革による効果額などや事務事業の取捨選択、市としてやらなければならない事業と縮小しなければならない事業を決めた中で歳出の抑制を図っていかない限り、この問題は解決しないと考えているとの答弁でした。

次に、総括質疑では、新体育館の建設について2,000人規模の行事をするのに電動いすを設置するということだが、年に何回ぐらい2,000人規模の行事を見込んでいるのかと質したのに対し、市内では1,000人を収容する施設がないので、この機会に整

備する。主な事業としては集会所事業、文化事業、子育て支援イベント、健康づくりなどを考えている。NHKにお願いしたり、いろいろなプロダクションを紹介していただいたりして、努力していくとの答弁に、1億円もする電動式をつぎ込んで、それだけのメリットがあるのか、本当に利用頻度があるのか、しっかりと開催の回数などを検討した上で、取りつけすべきと考えるがと再度質したのに対し、新体育館はいろんな利活用に対応する施設でなければと思っている。今後、新体育館の管理運営は教育部ということなので、利用計画を策定し、進めていきたい。また、回数は月に1回程度が可能ではないかと思っているとの答弁でした。

次に、新庁舎を建設していくときに2億円の無駄があるので、それを解決するために新庁舎を建設するという説明だったが、今回の予算でどのような形で出てきているのか、その効果はと質したのに対し、今回の当初予算で実際に減額されている額は4,500万円で、残りの額は予算上には反映しないが、分庁舎と本庁舎にかかる職員の人件費や燃料費などを合わせて1億円で、合計1億4,500万円が削減されているだろうと考えている。まだ、行革の半ばで平成26年度以降はもう少し目標に向かっていくと考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

続きまして、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第26号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可します。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算について反対討論を行います。

平成25年度予算の中には、少子高齢化、人口増加対策として子ども医療費の無料化の継続や若者定住促進奨励事業など、市独自の積極的な取り組みなど評価したい点はありません。

一方で、幾つか指摘して反対理由としますが、1つは老人クラブ補助金などの補助金、福祉タクシー利用燃料費助成金や長寿祝い金の削減などが行われていることです。市内の小・中学校の校務員の賃金の引き下げも予算化されています。安楽川保育所民間移管も進められることとなります。旧町時代から引き継いできた行政サービスの後退、市民活動への支援が弱められた予算であるといえます。

ことし、平成25年度はこれまでの予算総額管理配分方式から枠配分個別査定併用型による予算編成がなされましたが、予算委員会の審査の中ではこれらの削減の理由については、予算縮減の折とか枠配分の厳しい中でやっているところもご述べられました。

しかし、一方で平成25年度にも駐車場用地の取得予算を計上するなど、莫大な費用をかけての調査建設の支出、全国的には解散が進み、公有地の先行取得という役割は終わったといえる土地開発公社への補助金や債務負担行為など、節減すべき分野はそのままとなっています。庁内努力による経費の節減は進めるべきですが、予算節減の矛先を自治体の役割である住民福祉の向上のための事業や、紀の川市ならではの市民サービスに向けるべきではありません。

個人市民税の減収が予算化されたように、紀の川市でも雇用の不安定化による所得の減少、少子高齢化の進行など、市民の暮らし、地域経済を紀の川市が今まで以上に支えなければならぬし、守らなければならない状況が続いています。紀の川市が保険者である健康保険や介護保険の社会保険料負担を軽減するための一般会計からの繰り出しや、他業種にわたって波及効果のある住宅リフォーム助成制度の創設など、暮らしを守り、地域経済を立て直していく施策など、まだまだ紀の川市の予算には可能性があることを指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

8番 上野 健君。

○8番（上野 健君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成25年度の予算は、私たち市民が安全安心で快適に生活するためのさまざまな経費が計上されております。しかし、財政調整基金の残高が年々減少していく中、今後の財政運営方針についての質疑に、事業の取捨選択が必要であるとの答弁をいただきましたが、行政としてしなければならない事業とそうでない事業、また縮小すべき事業をよく検討して進んでいっていただきたいと思えます。

そんな中、本予算は事務事業の総点検を行い、それぞれの部署で削減に努力をされていることや、昨年に引き続き子ども医療費助成などの子育て支援事業、高齢者の自立を支援する事業、道路橋梁の整備事業、基幹産業である農業活性化のための事業など、紀の川市の活性化のための経費が計上されていることは、大いに評価できるところであります。

限られた財源を有意義に活用するため、事業策定に当たっては慎重を期し、調査研究を重ねて真の市民のためになる事業を行っていただくとともに、予算執行に当たっては幅広い意見を取り入れながら、費用対効果が十分出るよう要望をいたしまして、議案第26号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算については、委員会審査の報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第 2 議案第 7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について から

議案第28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について まで

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから、議案第28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました4議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員長が声帯治療中のため、総務文教常任委員会副委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、副委員長に審査結果の報告を求めます。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

なお、当委員会は委員長が声帯治療のため、紀の川市委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を務めましたので、報告についても副委員長の私がさせていただきますことを合わせて報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案は4件であります。委員会は去る3月12日、本庁舎6階委員会室1において全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について説明を受けたあと、審査を行いました。慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案4件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

議案第7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、社団法人から公益社団法人へと移行されることにより、地方自治体との関係がどのように変わるのかと質したのに対し、公益法人へ移行する法人は県知事の認可が必要となってくるなどいろいろ制限が出てくるが、地方自治体との関係は特に変わることはないとの答弁でした。

次に、議案第8号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第

14号 紀の川市那賀B & G海洋センター条例の一部改正について、及び議案第28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、特に質疑もありませんでした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議案となっております議案については討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、委員会審査の報告は可決とするものであります。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第8号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第14号 紀の川市那賀B & G海洋センター条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について から  
議案第55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について  
まで

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、議案第55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました22議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。厚生常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） それでは、私のほうから厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、22議案であります。委員会は、去る3月13日、本庁舎6階委員会室1において7名の委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について説明を受けたあと、審査を行いました。慎重審議の結果、当委員会に付託されました22議案のうち、議案第29号、議案第31号、議案第32号の3議案については賛成多数、その他の19議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、議案第1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、第4条でいう法人とは社会福祉法人と認識してよいのかと質したのに対し、社会福祉法人であるとの答弁でした。

次に、議案第3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、構成メンバーについて質したのに対し、後日作成する行動計画の中で構成メンバーを明記

していきたいとの答弁でした。

次に、議案第29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、歳入で保険税が大幅な減額となっている要因について質したのに対し、長引く景気低迷による世帯所得の減少と被保険者数も年々減っていることが主な要因であるとの答弁でした。

また、ジェネリック医薬品による医療費抑制効果の見込みについて質したのに対し、国保連合会のデータによれば、紀の川市国保の全被保険者がジェネリック医薬品に切りかえた場合には、保険者負担分で月600万円の抑制ができる見込みとの答弁でした。

次に、議案第31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、滞納状況と短期証の交付状況について質したのに対し、滞納者は150人程度、滞納額は約500万円、現在、短期証は12名の方に交付しているとの答弁でした。

次に、議案第32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、確定申告の際、使用できる障害者控除用の認定証の交付について質したのに対し、市のホームページなどで周知を図り、申請していただければ審査を行ったのちに対象者には交付している。また、税務関係部署とも連携を図り、確定申告受付会場においても御家族で対象となる方はいないかなど、制度について説明、周知を図っているとの答弁でした。

次に、議案第48号 平成25年度紀の川市水道事業会計予算については、滞納整理業務委託について質したのに対し、滞納者が非常に多いことから平成25年度、平成26年度の2年間、専門業者に滞納整理業務を委託するものであるとの答弁でした。

また、水道料金値上げの予定について質したのに対し、平成28年度ごろには料金改定が必要と考えているが、今後消費税も段階的に値上げされる中で、審議会をはじめ関係機関の意見を聞きながら検討していくとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） これより、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております22議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

それでは、議案第29号についての反対討論。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議案第29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

はじめに、国民健康保険事業は、国民皆保険制度の中で誰もが一度はお世話になる医療

制度で、所得の低い方が多く加入している社会保障制度の1つであるということでありませす。

戦前に施行された旧の国民健康保険法では、相互扶助ということが強調されていましたが、現在の国民健康保険法には助け合い、相互扶助という文言はありません。現在の国民健康保険法第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することとし、憲法第25条に基づく社会保障制度として国民に医療を保障することを規定しています。この視点から、所得の1割近い負担になっている国保税をどう軽減していくのかということを考えていかなければなりません。軽減のためにまず第一に、保険税が事業主負担のない国保に対しての国庫の負担の引き上げがどうしても必要であります。

次に、国保の運営主体である本市が住民の立場で国保税軽減のために努力していくことが必要です。そのためには1つとして、現在保有している国保事業運営基金残高が妥当かどうか検討をして、国保税引き下げの原資にしていくこと。2つ目は、国保税の賦課は資産までかかることや、サラリーマンと国保加入者の所得の格差を考えれば一般会計からの法定外繰り入れが必要です。このようなことを予算に反映させて、国保税の負担軽減、また減免制度の拡充を図っていくべきだということを訴えまして、私の反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（登壇） 私は、議案第29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険を取り巻く情勢は、被保険者の所得低迷による税収の減少、近年の医療技術の高度化や生活習慣病などによる医療費の増加などにより、ますます厳しくなっています。このような状況の中、国民健康保険事業運営基金から繰り入れを行い、前年度に引き続き税率を据えおいて、被保険者の経済負担の軽減を図る努力が認められるとともに、被保険者の健康保持のため、特定保健指導や脳ドック助成事業にも取り組んでいます。

今後とも、医療費抑制のため、ジェネリック医薬品を推奨するとともに健全な財政運営を一層努力されることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第31号について反対討論。

5番 吉田隆三郎君の発言を許可いたします。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（登壇） 議案第31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

高齢期を迎えれば、医療を必要とするのは当たり前であります。世代間の相互扶助として、その医療費を本人や若い世代への負担で賄おうとしても負担は限界を超えることは明らかであります。それにもかかわらず、この後期高齢者医療制度は75歳以上という年齢

で線を引き、医療費に見合った国庫支出を行うのではなく、本人負担と国保や被用者保険からの支出金で賄おうとする制度となっております。

保険料の改定の都度、保険料額が上がっていくのもこの制度設計では当然であります。予算委員会審査の中でも、紀の川市には滞納者が150人あり、通年の保険証ではない短期保険証の方が12名あるとの説明がございました。年間金額が18万円未満の人に保険料の負担を求めれば、滞納が生まれるのは仕方のないことといえます。

これに対して、現在、法定減免はされても市独自に低所得者に配慮した保険料の減免は行われておりません。

医療保険制度は、現役世代や高齢者といった世代間の線を引いた設計ではなく、また受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線でもない本来の社会保険制度、社会保障制度として公費負担を抜本的に引き上げていく必要があります。

後期高齢者医療制度の抜本的な改革、廃止を求める立場から、この予算に反対するものであります。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（登壇） 私は、議案第31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

ますますの高齢化の進展に伴い、医療保険制度を取り巻く状況は年々厳しくなってきました。このような中、将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、安定的で持続可能なものとしていくために、後期高齢者医療制度は必要不可欠のものであると考えます。今後も健全な財政運営に一層の努力を要望し、また期待をいたしております。

平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成をいたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第32号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

反対の理由は、保険料負担への軽減策をもっと講じるべきということです。

実質、11段階の保険料設定をしていることは評価をしますが、それでも保険料の負担は被保険者にとって重たいものであります。一番低い負担でも基準額の半分を負担するという制度設計により、第2段階の方、これは無年金の方や無収入の方が当てはまりますが、この方でも年間3万4,800円の負担を求めています。

厚生常任委員会での審査の中でも390名の方に滞納があり、職員が1軒ずつ訪問する中で、滞納の理由のうち50%が無年金者で家族の援助もないため、払いたいがお金がない、40%が生活が困難でお金を払うことができない状況があることが説明されました。滞納により介護保険を利用する際の給付制限も、常時1名から3名程度あるということも

出されました。

滞納理由のうち、9割が保険料を払える状況にないということを担当課も把握してるわけですから、保険料負担とともに利用料の軽減など、市独自の施策を広げていくことが必要と考えます。

抜本的には国庫負担割合をふやすことが解決策だと考えますが、紀の川市も一般会計からの独自の繰り入れをし、保険料負担を抑える。あるいは減免制度の運用を図るなど、軽減施策を実施すべきであると考え、本予算に反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第32号平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

介護を必要とする高齢者が年々増加している中、介護保険制度の果たす役割は今後増大していくことが明らかであります。このような中、地域包括支援センターを市の直営として経費の削減を図り、また第1号保険料について低所得者を対象とした市独自の介護保険料率11段階制を導入し、個人の所得金額に応じた段階を設定していることなどを評価したいと思います。

今後も支援を必要としている高齢者の皆さんが、安心してサービスが受けられる制度となるよう努力されますことを期待して、私の賛成の討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第2号 紀の川市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第6号 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第9号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第15号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第16号 紀の川市レスパイト粉河条例の廃止については、委員会審査報告は可決

とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第18号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第19号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第20号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第22号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第24号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第25号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第30号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第31号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第32号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第48号 平成25年度紀の川市水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第49号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

（休憩 午前10時34分）

---

（再開 午前10時46分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議事を続けます。

---

日程第4 議案第4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について から

議案第53号 紀の川市道路線の認定について まで

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第4、議案第4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第53号 紀の川市道路線の認定についてまでの27議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました27議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託したものであります。産業建設常任委員会委員長より審査報告書が提

出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

平成25年3月1日の本議会において、当委員会に付託されました27議案について、去る3月14日、市役所6階委員会室1において全委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けたあと、審査を行いました。審議の結果、当委員会に付託された案件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

議案第33号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、歳出の2款1項2目流域下水道事業費について、今後の全体計画の見直しと農業集落排水も含めた考えについて質したのに対し、現在の見直し計画では社会情勢の変化に伴い、計画区域では1,914ヘクタールから1,527ヘクタールに、金額では618億円から492億円に、排水処理人口では7万3,400人から4万2,200人に見直しを進めている。また、人口の推移により農業集落排水についても検討するとの答弁でした。

以上が当委員会における審査の内容であります。

これで、委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結いたします。

これより、議題となっております27議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております27議案について討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第5号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第10号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第11号 紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第12号 紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第13号 紀の川市準用河川管理条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第21号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第23号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第27号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第33号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第34号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第35号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

議案第37号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第47号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第37号から議案第47号までの11議案については、委員会審査報告は可決とするものです。本11議案については委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号から議案第47号までの11議案については原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

議案第50号から議案第52号までの指定管理者の指定についての3議案については、一括して採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第50号から議案第52号までの3議案については、委員会審査報告は可決とするものです。本3議案については委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第52号までの3議案については原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第53号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） それでは、私のほうから総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第17号のうち、本委員会の所管部分について、去る3月12日、本庁舎6階委員会室1において全委員の出席を得て開催し、当局から付託案件について説明を受けたあと、審査を行いました。慎重審議の結果、議案第17号のうち、本委員会の所管部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

2款総務費、1項総務管理費、9目交通政策費、19節負担金、補助及び交付金について、地域巡回バス運行補助金1,200万円の減額理由を質したのに対し、国の補助制度の変更により、新たに路線営業距離に対する補助が加わったことと、補助金が直接業者に交付されるようになったためとの答弁でした。

次に、9款消防費、1項消防費、5目水防費、13節委託料について、水防団と消防団を兼務しているところがあると思うが、樋門を複数抱えている地区になると有事の際、樋

門の管理活動と消防活動に支障が出るのではと質したのに対し、水防団と消防団を分けるという指導はしていない。しかしながら、平成23年の台風12号では3日間にわたって樋門を操作したこともあったため、効率的に活動できるよう考えていきたいとの答弁でした。

次に、第2表繰越明許費、10款教育費、6項保健体育費について、平成24年度、平成25年度へ繰り越すパークゴルフ場整備事業については、進ちょく状況はこう着状態にあると聞かすが、平成25年度内に事業を完成させるための期限を設けるなどの計画を持っているのか、また、状況によっては用途を変更するなど柔軟に対応する考えはあるのかと質したのに対し、角度を変えて整備を図るなど、夏までに一定の方向性を見出せるよう努力するとの答弁でした。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、及び10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費について、現在の耐震補強されている棟数と残りの棟数を質したのに対し、平成24年度末時点で小学校が対象棟数69棟に対し57棟が耐震化済み、中学校が対象棟数24棟に対し17棟が耐震化済みであるとの答弁でした。

次に、14款国庫支出金、2項国庫支出金、4目教育費国庫補助金について、補助率を質したのに対し、地震補強事業で2分の1の補強、防災機能強化事業で3分の1の補助であるとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第17号のうち、本委員会の所管部分について、去る3月13日、本庁舎6階委員会室1において7名の委員の出席を得て開催し、当局から付託案件についての説明を受けたあと、審査を行いました。慎重審議の結果、議案第17号のうち、本委員会の所管の部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、3款1項5目老人福祉費の長寿祝い金120万円減額の理由を質したのに対し、予算積算時から給付日までの間に44名の対象者が亡くなったための減額との答弁でした。

次に、4款1項2目予防費の任意予防接種委託料2,363万1,000円の減額理由を質したのに対し、ワクチン単価の差額と接種見込みによるもので、接種者が当初の見込みよりヒブワクチンで200人、小児用肺炎球菌ワクチンで300人、子宮頸がんワクチンで1,000人が少なかったとの答弁でした。

次に、4款2項3目し尿処理費において、し尿収集手数料と料金統一について質したのに対し、市営では18リットル150円、許可業者は18リットル190円となっている。

料金統一については、できるだけ早く統一すべく努力するとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管部分について、去る3月14日、市役所6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件について説明を受けたあと、審査を行いました。審議の結果、議案第17号のうち、本委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、市内の公有財産購入に関しては、どう見ても購入単価が高いと思うが、最近の民間の取引状況等を吟味する必要があるのではと質したのに対し、補助事業については民間で売り買いされた事例も鑑定の中に盛り込んで算出しているが、単独事業については路線価の伴った価格を基準として交渉しているとの答弁でした。

次に、8款2項3目道路橋梁新設改良費の橋梁点検調査業務委託料では、今後の危険な橋梁の補修計画について質したのに対し、10メートル以上の主要な橋156橋について、長寿命化修繕計画を策定し、取り組んでいるところで、今後10年間に102橋の修繕を予定しているとの答弁でした。

次に、8款4項1目都市計画総務費の木造住宅耐震改修事業補助金では、今回の減額でほとんど活用されていない家のリフォームも含め、事業の見直しはと質したのに対し、耐震に対する補助であるので、今後、検討していきたいとの答弁でした。

以上が当委員会における審査の内容であります。

これで、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員長の報告が終了いたしました。

これより、質疑を行います。委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

ただいま議題となっております議案については討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）については、各委員会の審査報告は可決とするものです。本案は各委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第 6 議員派遣の件について

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

---

#### 日程第 7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

---

○議長（西川泰弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 3月議会終了に当たり、一言お礼申し上げたいと思いま

す。

2月22日開会以来、本日まで長期にわたり、いろいろ盛りだくさんの案件、各委員会、所管委員会において慎重審議をしていただき、先ほどから各委員長報告がいろいろございました。しかし、提案させていただきました案件につきましては全て御理解をいただいたということでございます。

そういうことでありますけれども、無駄のない安全安心な、そして合併してよかったといってもらえる紀の川市づくりに、皆さん方と執行部が一体となって、本年も頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます、3月議会閉会にあたっての御礼の御挨拶といたします。

御苦労さんでございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成25年第1回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月22日に開会し、本日までの29日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事、終了することができました。

新しい議場となり、はじめての議会でしたが、傍聴者もたくさん来ていただきました。これからも、市民の皆さんにわかりやすい議会運営に努めていきたいと思っております。

季節の変わり目、議員各位におかれましてはより一層、おからだを御自愛いただき、議員活動に御奨励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成25年2月22日召集の平成25年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さんでした。

（閉会 午前11時13分）

